

藩専売制の波及について

西川俊作・石部祥子

周知のように、海保青陵(1755-1817)は藩専売制の熱心な鼓吹者であった。『稽古談』の成稿は1813年のことであるが〔源(1971), p. 506〕, そこでかれはこう論じている。「今日は唯江戸へ参勤交代して、御手伝も首尾よう勤め、無理な金をも借らずに、領分に百姓一揆もおこらず、江戸の御同席のつき合をようしをればよきなり」(p. 185)¹⁾。つまるところ、時代は泰平の「治世」であって、君父を弑し兄弟相い争い、また天下掌握を狙うというような、孔孟の直面していた「乱世」ではない。「然るに今の儒者ひじをはりて利をうとんずるがよい、孔子がさように仰せられた、民をやたらに愛するがよい、孟子がさように説れたといふは、棒腹にたへたことなり」(p. 185)。棄利、愛民は乱世の「定木」で、「治世に用ゆべき定木ではなきなり」(p. 201)。治世ではすべからく「しろもの〔代物〕うりかい」、すなわち商業、市場経済こそが「定木」であり、諸藩は「産物まわし」によって「かせぎまし」をするのが時代に適しているとして、園部藩・国産品の京都「屋敷うりさばき」や、広島藩の「津開」(つびらき)、あるいは長州の蠟・紙、芸州(広島)の紙のような「産物まわし」の実例を数多く挙げている。

これら藩専売制の実態については史家によって個別研究が進められてきたが、堀江(1933)の「藩営専売制度一覧表」にはちょうど50藩、それから40年後の吉永(1973)の「産物会所仕法一覧表」には142藩の事例が掲げられている²⁾。吉永表は付表1に見るように、諸藩における専売制(または産物会所)の設置、存廃、仕法替えなどを出典とともに年表型式にまとめた、全文90ページに及ぶ労作である。しかしながら、藩別表であるので——その点では堀江表もおなじ——たとえば青陵がいう

ように、園部(2.6万石)の「屋敷うりさばき」が彦根、小浜(それぞれ35, 10万石)のそれをまねたものであるといった相互関連や、地域分布、時代別推移が見にくいことは否めない。

吉永表に大胆な「整理」を施すことによって、専売実施藩数の時代別・規模別・東西別統計を作成すると、どのような変化パターンが得られるか——本稿はその作業の結果報告である。第1節は主として作成された時系列の考察に充てられ、第2節は堀江表とかれの問題提起(または仮説)を中心に、専売制の本質および藩札との関連につき若干の議論をする。

1

吉永表を品目別に整理したものは『角川日本史辞典・第2版』(高柳・竹内編, 1974)付録にある³⁾。そこでは仙台藩の場合は次のようになっている: 塩、寛永ごろ～幕末/米、寛永末～幕末、買米仕法/漆、貞享～正徳ごろ、文化7 緩和/鉄、安永4 鑄銭事業のため一時実施/水産物・煙草、天明1～寛政2/紅花・海産物など、安政2 近江商人中井新三郎と提携して会所仕法。これを付表1とくらべてみると、1782年の国産会所設置、1855年の会所仕法の実施がそれぞれ、水産物・煙草、紅花・海産物などの専売として記載されているけれども、1818年の国産方設置、1852年の御国産仕法の実施、1858年の開物方の設置という、上記2つの会所(仕法)をも含めた一繋りの国産会所の経営は角川表では省かれていることがわかる。

ところが吉永表はその名称の通り「主として産物会所を中心に実施された会所仕法の内容」(p. 233)を掲げたものなのであるから、角川表はその点で原表の趣旨にそぐわぬ嫌いがある。ただし、紙とか綿のような単品の会所も決して少なくはなかったし、他方かりに国産方と名

3) ただし、吉永表に掲げられているなかで36藩を削っている。これはひとつに1868年以降を(全藩にわたって)除外しているためであるが、ほかにたとえば二本松藩(付表1参照)も削られている。一方、左沢藩は除いていないし、松前藩交易を追加するなど、取捨選択が施されている。

1) 『日本経済大典』第27巻ページ数。以下の引用も同書による。

2) 吉永(1973)は松前、対馬における蝦夷地交易、朝鮮貿易を考慮していない。また、1820年に左沢藩(1.2万石)で青苧の専売が行われたとしているが、同地は1632年来、庄内藩の預地となり、支藩でもない: 児玉・北島(1977), pp. 44-48。したがって、これは庄内藩(14万石)に含めた。

表1 専売制実施藩数：規模計と規模別

	1601-1687 慶長6-貞享	1688-1735 元禄-享保	1736-1788 元文-天明	1789-1829 寛政-文政	1830-1859 天保-安政	1860-1871 万延-明治4
規模計 (全国計)						
(1)	26	28	37	69	70	39
(2)	1	1	6	29	56	82
(3)	1	1	4	18	28	15
(4)	26	28	39	80	98	106
大藩(10万石以上)						
(1)	20	19	26	31	26	15
(2)	1	1	6	18	26	36
(3)	1	1	4	12	17	9
(4)	20	19	28	37	35	42
小藩(10万石未満)						
(1)	6	9	11	38	44	24
(2)	0	0	0	11	30	46
(3)	0	0	0	6	11	6
(4)	6	9	11	43	63	64

原拠：吉永(1973)「産物会所一覧表」

註：(1)単品専売，(2)会所経営，(3)重複，(4)=(1)+(2)-(3)。

表2 専売制実施藩数：東西別

	1601-1687 慶長6-貞享	1688-1735 元禄-享保	1736-1788 元文-天明	1789-1829 寛政-文政	1830-1859 天保-安政	1860-1871 万延-明治4
東日本						
(1)	12	10	10	23	23	10
(2)	0	0	3	11	29	35
(3)	0	0	1	5	12	2
(4)	12	10	12	29	40	43
西日本						
(1)	14	18	27	46	47	29
(2)	1	1	3	18	27	47
(3)	1	1	3	13	16	13
(4)	14	18	27	51	58	63

原拠：表1におなじ。

註：表1におなじ。

乗ってもとくに小藩においては1品か2品しか扱っていない事例も必ずしも稀れではない。それゆえ角川表もまったく不都合というわけではないけれども、扱い商品を1品に限らず広く国産一般を扱い、また場合によっては新商品を開発して領国外市場に出荷する機関としての、産物会所の出現と普及は十分適切に捉えられない。産物会所には国元機関としてのそれと、京大坂あるいは江戸(のち横浜)などの出先機関の双方があるが、青陵のいう「屋敷うりさばき」はこの後者にほかならず、領国外の市場競争に参加することを意味していた。津開もまた同様に領外への進出策にほかならない。

以上の考察にもとづいてわかれの施した「整理」方法は付表2に示してある。そこで塩、米、漆、鉄、薬種(以上仙台藩)、蚕種(二本松藩)とあるのはそれら単品の専売であり、表頭の期間を超えて継続的にそれが実施されていた場合はくりかえしその品目名が記されている。一方、会所は下段の実線をもって示すものとする。ただし、単品の会所は上段にその品目名を記すので、扱い品目が複数(仙台)、または特定品目を謳わない会所(二本松)が下段に実線で記入されていることになる。その継続期間が(原表に)記されている場合は大まかに実線の長さでこれを示している。途中の仕法替え、さらに中断を記入することは不可能ではないが、ここでは表頭の期間——両端を除けば40~50年刻み——中に、たとい1年でも単品専売もしくは会所運営を試みたとしたら(それぞれ)1と数え、その継続期間の長短を問わないから、中断が1期の長さを超えぬ限り、それは関係がないのでワーク・シートへの記入を省略してある4)。

このようなワーク・シートにより、(1)単品専売藩数(ただし1藩で2品目以上の単品専売を実施していても1と数える)、(2)会所経営藩数を数え、つぎに(3)単品、会所の双方を同時に実施しているケースを「重複」数として示し、最後に(4)には[(1)+(2)-(1)]、すなわちなんらかの形で専売制を実施したことのある藩数を求めた。その結果は表1に掲げてある。またこの表には、これを藩規模で、表高10万石以上と10万石未満に分け

4) なお原表で「実施か」というふう疑義を残しているものは、角川表ではそのまま採用しているが、ここでは勘定からはずした。

た場合の数字も示してある。

まず規模計(あるいは全国計)で見ると、(1)単品専売は18世紀第3四半紀までゆっくりとふえ、19世紀なかばにピークに達しているが、安政開港以降は大きく減っている。(2)それは会所(もっとモダンな名称では商社)経営がふえたからである。会所経営は和歌山藩(55.5万石)を除けば⁵⁾、元文-天明期に初めて現われ、幕末に向けてしだいにその数を増している。とくに天保-安政期における増加は激しく、寛政-文政期にくらべるとほぼ倍加しているし、万延以降もなおふえている。重複(3)を省いた系列(4)は、元文-天明期から寛政-文政期、あるいは18世紀末から19世紀初めにおいて、倍増を記録している。

『稽古談』「巻之二」において青陵は次のように語っている。国産品の「屋敷うりさばき」や「津開」などの「計策は皆利にかしこすぎたることにて、儒者などが聞けば大きにいやがることなり、なるほど利にかしこすぎたことは人品のよきと云ものにてはなきなり、されどもこの方にて上品に人柄をつゝしみてをれば、他国にてぢきに始て此方の国へ損をかける世の中なり、すこしも早ふかしくきことを始めた方が貧を免るゝなり、貧を免れずともよければ、かしこきことをせず、上品にしておるがよきなり、貧はいやなりと思はゞ、津開にても、買売にてもすること計策なり、天下一統うつかりひよんなれば、よきことなれども、段々諸国にてかしこきことをして、この方ばかり上品に古例を守りてをれば、皆あとへれあとへれになることなり」(p. 243)。これはただそのままに読めば、「古へより君臣は市道なりと云なり」⁶⁾ (p. 191)とまで云い切るかれの「産物まわし」、「しろものうりかい」のすすめとしか見えないが、19世紀初めにおける専売実施藩数の倍増ぶりを知れば、青陵は未実施藩に対してその時まさに眼前に起っている状況を知らせるものであった、ということがわかる。

1813年現在の藩数は264であるから⁷⁾、ほぼその3分の1近くがこのとき、なんらかの専売制を実施していた。

5) 1657-1700年における佐八会所、天野川会所、および御仕入方会所をいう。しかしこれらは18世紀中、廃止されていた。

6) ちなみにこの発言は、青陵が(藩士の)サービスを「しろもの」とみなしていたことを意味し、現在の国民経済計算の慣行に近い考えをもっていたことを意味する。このようなかれの「新しさ」は従来の海保論では見過され、ただのマーカントリストとみなすものが多い。

7) 藤岡(1972)の「大名の所領高と城下町」のミス

しかも規模別の計数を見ると、10万石以上の大藩は総数49のうち37、実に76%が専売制を実施していたこともわかる。これに対し10万石未満の小藩の場合、総数215のうち43であり、ちょうど20%しか専売制を実施していないが、先立つ半世紀(元文-天明期)にはわずか11藩という有様であり、それがほぼ倍にふえているのである。青陵が園部のような小藩の実例を真先に挙げているのもゆえなしとしない。

さらに興味あることは、園部が彦根、小浜(それぞれ35, 10万石)のような大藩の「屋敷うりさばき」をまねたと青陵が指摘していることで、実際、17世紀-18世紀前半の専売制はもっぱら大藩、なかんずく20万石以上の諸藩(総数22)において実施されており、それが順次より小規模の諸藩に波及したことが表1からはっきりと読みとれるのである⁸⁾。

表2は近畿以西と中部・北陸より東に2分した場合の計数を掲げている。それは、藩専売が西日本において多かったという通説に見合った分布を示しており、目新しさはないけれども、会所数の増加はまず東日本において天保-安政期に多く(19藩)、万延-明治4期に西日本において多かった(20藩)、という事実は開港場——長崎、横浜、箱館——の分布とくらべると興味深いものがある。

2

堀江表はいまを去ること半世紀まえの作であって、収録藩数も少ないが、しかし、個々の専売制について当該の「商品獲得の型式」ならびに「商品販売の販路」をそれぞれ適当に類型化している点で出色の表であり、今日なお有用性を失ってはいない。吉永表にはそのような分類学は見出すことはできないのである。

表3は売買双方の類型組合せによって、堀江表に掲げられている専売制の度数分布を作った結果である。この数字は藩数ではなく、個々の——ほとんどの場合、単品の——専売制の計数であり、したがって1藩で複数品目の専売制を実施している場合、その品目数だけカウントされている。1つの専売制で、途中で仕法替えがあり、売買類型を異にするに至ったケースが3ケースある：松江(18.6万石)の鉄、長州の蠟、土佐(24万石)の紙。これ

を、見玉・北島(1977)等により、われわれが補正した結果による。

8) 17世紀-18世紀前半における専売実施「小」藩は6と9であるが、長州(37万石)の4支藩——岩国、豊浦、徳山、清末——が本藩にならって実施した請紙制を除けば、それぞれ2と5にすぎない。

表3 売買類型別専売制度数分布

販 買	領 給	内 独 占	配 出	領 外 独 占	移 出 占	左 の 両 者 併 用	専 売 制 類 似 の 移 出 仕 法	無 記 入	計
生産独占		0		0		2	0	0	2
直接的 購買 独占		6		9		4	8.5 ^{a)}	2	29.5
間 接 的 購 買 独 占		1		3		0	0	1	5
無 記 入		5		11		0	0	22.5 ^{a)}	38.5
計		12		23		6	8.5	25.5	75 ^{b)}

原拠：堀江(1933)「藩営専売制度一覧表」

註：a)端数(0.5)については本文の説明を見よ。

b)原表にはほかに「メ売」3ケースがあるが、省略。

らは前後おのおのを0.5と数え、合わせて1と数えたので、表3ではところにより端数(0.5)が生じている。なお堀江表では蝦夷地交易(松前藩)、朝鮮貿易(対馬藩)、および琉球物産販売(薩摩藩)を「メ売」としているが、この3ケースは一応除外した。その結果、つごう75ケースがリストされたけれども、うち22.5は惜しいことに売買双方の類型が与えられていない。したがって、およそ50前後が以下で論議する「全数」となる。

「商品獲得」の類型はまず生産独占と購買独占とに分けられているが、前者は松江(18.6万石)の人参と熊本(54万石)の蠟だけで、他は購買独占である。さらに後者は、商人が当局と生産者(人民)のあいだに介在していたか否かで、間接的、直接的に2分されている。数の上では直接的独占が多く、間接的独占は少ない⁹⁾。しかし、いずれにせよ、それらがmonopsonyであったことには変わりはない。専売制はなによりもまず、領国内専「買」制だったのである。

一方、「商品販路」の類型は領内配給独占、領外移出独占、この両者の併用、ならびに「領外移出に際し専売類似の仕法」に分けられている。前2者の度数はそれぞれ12,23である。このうち前者は経済学でいうmonopolyに相当する。そのなかには領外からの移入品の独占販売もいくつか含まれていた：和歌山の塩、福井(32万石)の藍、長州の唐物。だが、度数の上では(堀江いうところの)移出独占が多く、ほぼ2倍である。これに「専売類似仕法」を加えれば31.5になる。この場合、紙や蠟、あるいは木綿や塩などの「供給」者は単独ではなくて複数であったから¹⁰⁾、それらの「市場」は独占市場ではな

9) 姫路藩(15万石)の木綿専売に見られるように、会所を商人宅に設け、売買過程にかれらがパートナーとして参加しているものをいう：穂積(1970)参照。

10) 吉永、角川表をつき合わせて整理すると、これらの商品の専売制は——購買・販売独占の別を問わぬ

かったし、時の経過とともに大藩による寡占から小藩の参入によってより競争的になった、と見るべきであろう。

以上を総括すれば、いわゆる藩専売は諸藩領国内におけるmonopsonyであり、また1部は(領国内)monopolyを実施していたが、移出国産品の市場は18世紀後半から急激に競争的になった、という

ことになる。青陵の「しろものうりかい」のすすめは市場競争における「かせぎよし」のすすめにほかならなかつたのである。

青陵は『稽古談』においても「升小」こと升屋平右衛門の番頭小右衛門、あるいは山片蟠桃の商才に言及しており、また別篇『升小談』があることは周知のところである。その冒頭でかれは升小が仙台藩において出した米札について、こう述べている。「銀札を国へ作るは至て便利なるものなり、無利息の金をつかふ法なり、〔中略〕近年は新規に銀札を作ることを停止仰せ出されて、今は新たに銀札を作ることならぬゆへに米札を作る、米札も名はかわれども、銀札と何もちがふことなし」(p.356)。これは1808年に発行されたが〔源(1971), p.504〕、吉永表には記載がない(付表1参照)。買米仕法その他の国産専売とのかかわりを、示す書証がないからであろう¹¹⁾。

堀江表もその点記載を欠くが、本文(堀江(1933), 第4章)では、ひとり仙台藩に限らず、藩専売制と藩札発行との間の「離るべからざる関係」について積極的な議論を展開している。また堀江(1963)の「序」においても、次のような問題提起も与えている。すなわち、藩札が「信用通貨として生産の上果たした役割は、作道洋太郎氏の『日本貨幣金融史の研究』(1961)その他によって、わかるにしても、今日の管理通貨と比較して、どのような性格も持っていたかということになると、説明はまだ十分でない。この問題を解明することも、当時のわが国の経済発達段階を知る上に、すこぶる大切であろう」と。もし「経済発達段階」を「経済政策」と書き替えることが許されるなら、われわれはこの見解に同意するものである。堀江(1933, p.62)では「前貸」という言葉をもっ

として——それぞれ33,32,18,18(藩)であった。

11) 盛岡藩(20万石)の七福神札など、合計20ほどの記載が吉永表にも見出される。

表4 藩専売と藩札

	1601-1687	1688-1735	1736-1788	1789-1829		1830-1859	1860-1871	不詳
専売実施藩 ^{a)}	26	28	39	80		98	106	—
	1601-1687		1736-1771	1772-1817	1818-1829	1830-1859	1860-1871	不詳
藩札発行藩 ^{b),c)}	67		47	44	48	91	59	27

出所: a) 表1, b) 新保(1980), 表1。

註: c) 銀札, 銭札のみで, 金札を含まず。また, 各期間中2回以上の発行があっても1と数えている。

て, 藩札は国産品の「生産」拡大「資金」たりえたことが示唆されている。それから30年後の著作で, 上引の通り「管理通貨」という用語を使っているのは戦後世界の通貨体制との類推によっているからであり, 含意はおなじである。

これまでの議論は, 藩札関連文書にそれが藩専売のため発行する旨の記述があるか否かに(あえて云うなら)ひきずられていたのではあるまいか¹²⁾。いかにも最初それは士民救済のためとられた苦肉の策であったが, のちに表向きの出願理由となったのであり, 新規発行停止となつてからも格別の断りもなしに諸藩で発行されていたのである。吉永表所収の142藩について, 日本銀行調査局『図録・日本の貨幣6』(1975)付録表により当たってみると, 庄内(14万石), 長岡(7.4万石), 天童, 岩崎, 守山(いずれも2万石)を除く137藩はすべて札を発行した経験をもっている。また, 表4は上記資料により新保(1980)が数えた, 札発行藩数の時系列——1期間内に複数回発行した場合も1(藩)と数える, ただし金札は(ごく少数)省いている——と, 先の専売実施藩数の時系列との相関を見たものである。時代区分にずれがあるが, 2つの時系列のあいだにはかなりの相関で認められる。

むろんこれが, いわゆる見かけの相関でないという保証はないけれども, 日本経済が「今日の管理通貨」体制のミニチュアになっていたことはわかる。そうして開港と同時に, これを相似拡大的に考えることで, 諸藩お

よび明治政府は殖産興業・貿易立国の実を挙げようとした, と見てよい。それこそ「江戸時代の経済と明治時代のそれとの結びつき」(堀江(1963, p.2))にほかならぬことは, すでに西川・斎藤(1985)においても論じたところである。

(慶応義塾大学商学部)

引用文献

- [1] 藤岡謙二郎編『歴史地理ハンドブック・増訂版』(大明堂, 1972)。
- [2] 堀江保蔵『我国近世の専売制度』(日本評論社, 1933)。
- [3] 堀江保蔵『国産奨励と国産専売』(塙書房, 1963)。
- [4] 穂積勝次郎『姫路藩綿業経済史の研究』(私家版, 1970)。
- [5] 海保青陵『稽古談』、『升小談』滝本誠一編『日本経済大典』第27巻(啓明社, 1929)所収。
- [6] 児玉幸多・北島正元編『藩史総覧』(人物往来社, 1977)。
- [7] 源了円訳編『日本の名著23 山片蟠桃・海保青陵』(中央公論社, 1971)。
- [8] 日本銀行調査局『図録・日本の貨幣6』(東洋経済新報社, 1975)。
- [9] 西川俊作・斎藤修「大いなる遺産: 維新期の経済と経済政策」『季刊現代経済』61号(1985春)。
- [10] 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』(未来社, 1961)。
- [11] 新保博「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」『三田学会雑誌』第73巻3号(1980/6)。
- [12] 高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典・第2版』(1974)。
- [13] 山口和雄「藩札史研究序説」『季刊経済学論集』第31巻4号(1965/10)。
- [14] 吉永昭『近世の専売制度』(吉川弘文館, 1973)。

12) 山口(1965)は札発行の理由——(イ)藩財政の窮迫, (ロ)専売制実施のため, (ハ)藩士または農民の困窮救済のため——のうち, (ロ)は「江戸時代後期には若干みられた」(p.3)としている。

付表1 吉永表(1部)

二 本 松	仙 台		仙 台		藩 名
文政七 明治初	慶応二 明治初	安政五	安政二	嘉永七	寛永頃か 寛永末か 貞享正徳頃か 安永四 天明二
一八三四	一八六六	一八六五	一八五五	一八五五	西 暦
〔丹羽氏 十萬石〕 蚕種改会所の設置、蚕種の統制を実施 横浜に商社を設立	産物会所の設置、外商から国産統制のための資金を調達 国産方の設置、国産を統制	近江商人中井新三郎および城下有力商人との提携による会所仕法を実施。同三年以降、中井家が升屋にかわって蔵元として買米にあたり、さらに塩・紅花・海産物などの国産の統制にあたる。しかし、経営不振で中井家は万延元年仙台店を閉鎖、文久元年に再開。義賢堂に開物方の設置、製蠶・織物・陶器などの開発に努力。但木土佐がその中心になる	近江商人中井新三郎および城下有力商人との提携による会所仕法を実施。同三年以降、中井家が升屋にかわって蔵元として買米にあたり、さらに塩・紅花・海産物などの国産の統制にあたる。しかし、経営不振で中井家は万延元年仙台店を閉鎖、文久元年に再開。義賢堂に開物方の設置、製蠶・織物・陶器などの開発に努力。但木土佐がその中心になる	の独占とその江戸移出を開始 医学館で製薬を開始し、富山売薬の領内販売を禁止するが、まもなく解禁 近江商人中井新三郎および城下有力商人との提携による会所仕法を実施。同三年以降、中井家が升屋にかわって蔵元として買米にあたり、さらに塩・紅花・海産物などの国産の統制にあたる。しかし、経営不振で中井家は万延元年仙台店を閉鎖、文久元年に再開。義賢堂に開物方の設置、製蠶・織物・陶器などの開発に努力。但木土佐がその中心になる	〔伊達氏 六十二万五千六百石〕 塩専売仕法の開始、幕末まで継続して実施 買米仕法の開始、のち一時衰退するが享保期に再興、天明以後は継続して幕末まで実施 漆専売仕法を実施 鑄銭事業のため鉾山を直営にする。一時鉄専売実施か *国産会所(仙台・気仙沼・石巻)の設置、買方問屋を通して国産を独占し、一手に販売 同会所仕法を八ヶ年にして中止 塩専売制を三ヶ年間で中止 この頃、漆専売を緩和 国産方の設置、国産の統制を強化 仙台御国産仕法の実施、翌年から江戸商人湯浅屋与右衛門・熊野屋吉右衛門・丸屋源三郎らと提携して国産
三ノ一号)	*安永十年仕法開始、天明二年から会所設置ともいわれている。	新設権(『歴史』三七輯)	二五輯)・難波信雄(『幕末における仙台北藩の国産統制』、『日本文化史研究所報告』別巻五集)・同「解体期の藩政と維新政権」(『歴史』三七輯)	藩における塩専売制度について(『宮城県史』と地理)・荒川秀俊「仙台北藩の買米専売仕法と三迫百姓一揆」(『歴史』二五輯)・難波信雄「幕末における仙台北藩の国産統制」(『日本文化史研究所報告』別巻五集)・同「解体期の藩政と維新政権」(『歴史』三七輯)	『宮城県史』・『仙台北市史』・『仙台北市史』別篇二巻・『仙台北叢書』別集二巻・『石巻市史』・土屋喬雄「封建社会崩壊過程の研究」・近世村落研究会編「仙台北藩農政の研究」・野村岩夫「仙台北藩農業史研究」・江頭恒治「近江商人中井家の研究」・『明治財政経済史料集成』九巻・平重道「仙台北藩領農村の崩壊」(『東北史の新研究』)・森嘉兵衛「南部の鉄工業」(『日本産業史大系』三巻)・小々高幸「仙台北藩における塩専売制度について」(『宮城県史』と地理)・荒川秀俊「仙台北藩の買米専売仕法と三迫百姓一揆」(『歴史』二五輯)・難波信雄「幕末における仙台北藩の国産統制」(『日本文化史研究所報告』別巻五集)・同「解体期の藩政と維新政権」(『歴史』三七輯)

出所: 吉永(1973), pp.234-235.

付表2 ウワーク・シート(1部)

藩(石高)	1601-1687	1688-1735	1736-1788	1789-1829	1830-1859	1860-1871
仙 台 (62.6)	塩, 米	米, 漆	米, 鉄 '82	米	米, 薬	米
二 本 松 (10)				蚕種		明和